

# いばらき幼児教育特区

都道府県名：

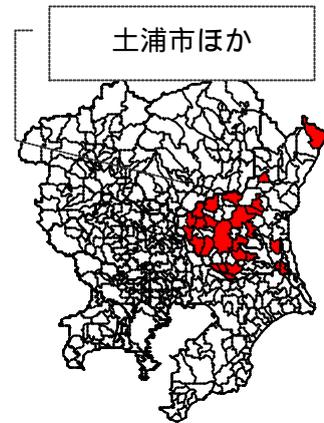
茨城県

申請主体名：

茨城県

区域の範囲：

土浦市、石岡市、下館市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、水海道市、北茨城市、取手市、岩井市、つくば市及び潮来市並びに茨城県東茨城郡桂村、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、行方郡北浦町、稲敷郡美浦村及び阿見町、新治郡八郷町、結城郡八千代町、猿島郡三和町及び境町並びに北相馬郡藤代町及び利根町の全域



特区の概要：

土浦市ほか24市町村の幼稚園のうち、保護者からの要望があり、かつ、受け入れ態勢が整っている幼稚園において、3歳未満児の入園を実施する。これにより、幼児の社会性を涵養するとともに、早期から子どもに教育を受けさせたいという保護者の要望に応え、幼稚園教育の充実・普及を図る。

適用される規制の特例措置：

・三歳未満児の幼稚園入園の容認

